

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-511324(P2005-511324A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-526970(P2003-526970)

【国際特許分類】

B 2 4 D 11/00 (2006.01)

B 2 4 D 3/28 (2006.01)

C 0 8 J 5/14 (2006.01)

C 0 8 L 61/20 (2006.01)

【F I】

B 2 4 D 11/00 B

B 2 4 D 3/28

C 0 8 J 5/14 C F A

C 0 8 L 61:20

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月9日(2005.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの主表面を有するパッキングと、少なくとも1つのバインダーにより該パッキングの前記主表面の1つの少なくとも一部分に結合された複数の砥粒とを含む被覆研磨材物品であって、該バインダーが、塩酸、クエン酸、硝酸、硫酸、酢酸、リン酸およびそれらの組み合わせからなる群より選択される酸と次式：

$H_2N - R - NH_2$

(式中、Rは、炭素原子3から10のアルキレン基である)のジアミンとの塩の少なくとも1つから本質的になる単一触媒の存在下で硬化された尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体を含む被覆研磨材物品において、

該バインダーが、更に要すれば雲母及び粘土から選択される酸性充填材又は中性充填材の少なくとも1つを含み、該バインダーが、更に要すれば強化材を含み、該バインダーが、メークコート、サイズコート又はスーパーサイズコートとして存在し、そして該触媒が、該尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体と触媒との総乾燥重量を基準として、約1重量%から約25重量%の量で存在する、被覆研磨材物品。

【請求項2】

複数の砥粒、ならびに尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体溶液と、塩酸、クエン酸、硝酸、硫酸、酢酸、リン酸およびそれらの組み合わせからなる群より選択される酸および次式：

$H_2N - R - NH_2$

(式中、Rは、炭素原子3から10のアルキレン基である)のジアミンの塩の少なくとも1つから本質的になる単一触媒の溶液とを含むバインダーをパッキングの主表面に被覆する工程と、前記尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体を硬化する工程とを包含する、被覆研磨材物品の製造方法において、

該バインダーが、更に要すれば雲母及び粘土から選択される酸性充填材又は中性充填材の少なくとも1つを含み、該バインダーが、更に要すれば強化材を含み、該バインダーが、マークコート、サイズコート又はスーパーサイズコートとして存在し、そして該触媒が、該尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体と触媒との総乾燥重量を基準として、約1重量%から約25重量%の量で存在する、方法。

【請求項3】

塩酸、クエン酸、硝酸、硫酸、酢酸、リン酸およびそれらの組み合わせからなる群より選択される酸と次式：



(式中、Rは、炭素原子3から10のアルキレン基である)のジアミンとの塩の少なくとも1つから本質的になる単一触媒の存在下で硬化された尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体を含む研磨材製品における使用に適切なバインダーにおいて、

該バインダーが、更に要すれば雲母及び粘土から選択される酸性充填材又は中性充填材の少なくとも1つを含み、該バインダーが、更に要すれば強化材を含み、該バインダーが、マークコート、サイズコート又はスーパーサイズコートとして存在し、そして該触媒が、該尿素ホルムアルデヒド樹脂前駆体と触媒との総乾燥重量を基準として、約1重量%から約25重量%の量で存在する、バインダー。